

酪農ヘルパー修学資金交付規程

鹿児島県酪農業協同組合

第1 目的

酪農経営の労働時間を短縮し、ゆとりある経営を確立するために、酪農ヘルパー利用の一層の推進を図る。については、優秀な酪農ヘルパー要員を安定的に確保する為に、専任酪農ヘルパーに就業を希望する学生に対し、修学資金を交付するものとする。

第2 交付対象者の要件

修学資金の交付を受けることのできる者は、大学、短期大学、農業大学校等（以下「農業大学校等」という。）において畜産学、獣医学等を専攻する18歳以上の学生で卒業後、デーリィサポートかごしま（以下「利用組合」という。）所属の酪農専任ヘルパーとして3年間以上就業する見込みがある者とする。

第3 交付額および交付期間等

- 1 交付対象者に対する修学資金の交付額は、月額50,000円を上限とし、総額600,000円を上限とする。
- 2 交付期間は農業大学校等において在学中であって12ヶ月以内とする。
- 3 修学資金支払方法
 - (1) 支払方法は金融機関への振込みとする。
 - (2) 振込みは毎月25日とする。振込日が土日祝祭日に当たる場合はその前営業日とする。
 - (3) 修学資金の振込手数料は利用組合の負担とする。

第4 交付対象者の募集及び申請手続き等

1 交付対象者の募集

利用組合は、今後の酪農ヘルパーの利用計画を勘案の上、交付対象者を公募する。

2 修学資金の交付申請

修学資金の交付を受けようとする者は、原則として毎年2月末日までに、別記様式第1号の修学資金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、利用組合に提出するものとす

る。

- (1) 学校長等の推薦書（別記様式第2号）
- (2) 健康診断書
- (3) 戸籍抄本
- (4) その他利用組合長が特に必要と認める書類

3 交付対象者の承認及び決定

修学資金の交付申請を受けた利用組合は別記様式第1号の2により鹿児島県酪農業協同組合（以下「本組合」という。）長の承認を得るものとし、別記様式第3号により申請者に対し決定の通知を行うものとする。

4 交付契約の締結

交付対象者は、利用組合と次の項目を内容とする契約を別に定める酪農ヘルパー修学資金交付契約書にて締結するものとする。

- (1) 交付額および交付期間
- (2) 交付契約の解除および交付の休止
- (3) 交付した修学資金の返還
- (4) 酪農ヘルパーの就業期間
- (5) その他必要とする内容

5 連帯保証人

- (1) 交付対象者は、連帯保証人を1名立てなければならない。
- (2) 連帯保証人は独立して生計を営む成年者であり、かつ契約締結時に65歳未満でなければならない。
- (3) 酪農ヘルパー修学資金交付契約書に連帯保証人本人が署名し、印鑑登録証明書を添付しなければならない。
- (4) 本契約により生じる交付対象者的一切の債務について保証し、交付対象者と連帶してすべての責任を負うものとする。

第5 交付を受けた修学資金の返還等

1 交付の休止等

修学資金の交付対象者が、次に掲げるいずれかの場合は、修学資金の交付を休止することが出来る。

- ① 勉学を継続する見込みがなくなったと認められた場合
- ② 学業成績又は素行が著しく不良になったと認められた場合
- ③ その他修学資金の交付の目的を達成する見込みがなくなったと認められた場合

2 交付金の返還等

(1) 返還の対象

修学資金の交付対象者が次に掲げるいずれかに該当する場合、交付対象者は利用組合を経由して本組合に対し交付を受けた修学資金を返還しなければならない。

- ① 交付対象者が、修学中において次のいずれかの項目に該当し、締結した交付契約を解約した場合

ア 退学した場合

イ 勉学を継続する見込みがなくなったと認められた場合

ウ 学業成績又は素行が著しく不良になったと認められた場合

エ 卒業後酪農ヘルパー要員として働く見込みがなくなったと認められた場合

オ その他修学資金の交付の目的を達成する見込みがなくなったと認められた場合

- ② 農業大学校等を卒業後、直ちに利用組合所属の酪農ヘルパーとして就業しなかった場合

- ③ 酪農ヘルパーとして通算3年間以上就業しなかった場合

(2) 交付金の返還等

① 返還の対象及び額

利用組合又は本組合は、修学資金を交付した者が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付した修学資金を返還させるものとする。

ア 農業大学校等在学中に、専任ヘルパーとして働く見込みがなくなったと認められた場合は、交付を受けた修学資金全額に相当する額（以下「修学資金相当額」という。）と交付を受けた日（以下「交付日」という。）から返還すべき事実が生じた日までの利子相当額（修学資金相当額に年10.95%を乗じて得た額）

イ 農業大学校等を卒業後、直ちに専任ヘルパーとして就業しなかった場合（利用組合又は本組合が社団法人酪農ヘルパー全国協会（以下「協会」という。）会長の承認を得て認めた農業研修等を行う場合には、1年以内に就業しなかった場合を含む。）は、利用組合又は本組合の長が就業の指示をした日（以下「就業指示日」という。）から返還金の納付日までの期間の利子相当額に、第2規定に基づく修学資金の交付日から就業指示日までの期間の利子相当額（修学資金相当額に交付契約の締結日における農業近代化資金基準金利（農

業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第2条に定める農業を営む者に貸し付けられる農業近代化資金の利率に農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和37年4月13日付け37農経A第2367号農林事務次官依命通知）第2の表に定める農業を営む者に貸し付ける場合の利子補給率を加えて得た率、以下「基準金利」という。）を乗じて得た額）を加えた額
ウ 農業大学校等を卒業後、専任ヘルパーとして通算3年間以上就業しなかった場合は、農畜産業振興機構（以下「機構」という。）理事長の承認を得て、返還金の一部を免除する場合にあっては、返還すべき事実が生じた日から協会会長から指示があった返還金の納付日までの期間の利子相当額（修学資金相当額に専任ヘルパー就業必要月数（36か月）に対する未達就業月数（専任ヘルパー就業必要月数から実専任ヘルパー就業月数を差し引いた月数）の割合を乗じ、さらに年10.95%を乗じて得た額）に、第2の規定に基づく第3の修学資金の交付期間の利子相当額を加えた額。

③ 返還の方法

返還させる利用組合又は本組合は、（2）により算出された額を返還すべき事実が生じた日から3か月（協会会長が特に認める場合は、その期間）以内に都道府県事業基金に返還するものとする。

③ 返還の免除

利用組合又は本組合は、交付者が死亡、病気、事故、就農（親の死亡等やむを得ない事情による場合に限る。）、その他協会会長が必要と認める事由により、専任ヘルパーとして3年以上就業することが不可能になった場合には本組合長が機構理事長の承認を得て、返還金の全部又は一部を免除できるものとする。

④ 延滞利子

利用組合又は本組合は、交付者が正当な理由がなく返還すべき金額を返還しなければならない日までに、これを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ返還すべき金額につき年10.95%を乗じて得た額を延滞利子として徴収するものとする。

⑤ 返還の猶予

次に掲げるいずれかに該当する場合、返還の猶予を受けることができる。

- ア 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき
- イ その他本組合長が特に必要と認める事由があるとき

第6 その他

この規程に定めるものの他、この事業の実施に必要な事項については、本組合長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月16日に改正し、平成29年7月1日から適用する。（第2、第3の3、第4の2、第4の5、第5の1、第5の2の（1）の③、第5の2の（2）の①のイ、第5の2の（2）の①のウ、第5の2の（2）の③、第5の2の（2）の⑤のイ）